

令和6年度「みえのイマココ旅」等体験型観光コンテンツに係る  
販路開拓支援事業業務委託仕様書

## 1 委託業務の名称

令和6年度「みえのイマココ旅」等体験型観光コンテンツに係る販路開拓支援事業業務

## 2 業務の目的

三重県では、滞在価値の創出のため、令和4年度から令和5年度にかけて、『三重の「イマシかない」「ココシかない」体験を楽しみに訪れよう』をコンセプトとした「みえのイマココ旅」事業において、56事業者による地域の観光資源を活かした体験アクティビティ等の造成・磨き上げを実施してきたところである。また、「令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備」、「令和5年度高付加価値旅行者層向け滞在価値創出」事業で36事業者の体験型観光コンテンツの造成・磨き上げを行った。（上記56事業者と36事業者のうち重複を除いた事業者数は63事業者。）

令和6年度においては、これらの三重県内の体験型観光コンテンツを有する63事業者から積極的な販売に意欲のある事業者を募り、多様なチャネルによる販路開拓を伴走支援することで、県内での滞在・周遊を促進し、三重県における滞在型観光の実現を目指す。

## 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年3月21日（金）

## 4 業務の内容

### (1) 体験型観光コンテンツの現状把握及び事業者向け説明・募集等

- ・令和4～5年度において、「みえのイマココ旅」、「令和4年度高付加価値観光コンテンツ整備」及び「令和5年度高付加価値旅行者層向け滞在価値創出」事業で造成・磨き上げを行った体験型観光コンテンツのうち、現在も継続して販売をしており、より積極的な販路開拓に意欲のある事業者を網羅的に把握すること。
- ・上記の体験型観光コンテンツの販路開拓に意欲のある事業者について、ターゲット設定、現在の販売状況、取組内容、販路開拓における課題、販路開拓支援ニーズ等を把握すること。
- ・上記の体験型観光コンテンツの販路開拓に意欲のある事業者が、希望に応じてビュッフェ方式で各コースに参加できるよう4（2）のような支援コース・支援メニューを整備し、全ての支援コース・支援メニューの概要を一覧できるリーフレットを作成するとともに、事業者向けに支援コース・支援メニューの全容、年間スケジュール、募集方法等についての説明会を実施すること。
- ・各支援コース・支援メニューに係る事業者募集については、各々のメニューの実施時期に応じて、その都度、募集機会を設けること。なお、1事業者がより多くの支援メニューに参加することは可能とするが、募集人員に限りを設けるなど、希望に添えない場合がある取扱いとすることも可とする。

### (2) 事業者の販路開拓伴走支援

#### <商品コンセプト見直しコース：募集目安 20事業者程度>

#### ① 体験型観光コンテンツの商品コンセプトのブラッシュアップ

アドバイザー派遣により、ターゲット設定の適否、商品コンセプト見直し、商品コンセプトの見せ方・伝え方、流通経路の検討等の支援を行う。（1事業者2回程度）

募集に際しては、希望する事業者を単に募るだけでなく、個別事業者の課題に応じた伴走

支援の提案を行うなどプッシュ型の募集を行うこと。

## ② 商品コンセプトに沿った販売促進ツール素材・体験デモツール等の試作に対する支援

上記①の検討の内容に沿って作成が必要となった、商品ロゴやチラシ、Webサイト等の販売促進ツールのデザイン素材、又は、体験デモで使用する衣装・ギア・備品等の試作等に係る費用について、事業者の申請を受け審査を実施し、1事業者につき「補助率2分の1、上限5万円（消費税及び地方消費税を含む）」の支援を行うこと。なお、本支援に係る委託料に関しては、補助事業者からの領収書等の支出証拠書類の提出を受け、補助金額の合計額を確定したうえで精算払いとする。

### < BtoC販路開拓支援コース：募集目安 ①②に関して希望する全事業者が対象 >

#### ① 大阪・関西万博公式 観光コンテンツ販売サイト「Expo 2025 Official Experiential Travel Guides」への登録支援

大阪・関西万博を契機に販売拡大を図るため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会が2024年1月11日（木）から2025年9月30日（火）まで募集する商品登録申請を支援すること。（希望する全事業者を対象とするが、万博協会による審査があることに留意。）

#### ② デジタルマーケティングに係る支援

Google ビジネスプロフィール、Google Things to do、Google アナリティクス4、Looker Studio、各種OTAサイト、自社サイト、SNS等を活用したデジタルマーケティングに関するセミナー・相談会を3回程度実施し、相談会において個別支援を希望する事業者に対し後日、アドバイザー派遣（1事業者2回程度）を行うこと。募集に際しては、希望する事業者を募るだけでなく、個別事業者の課題に応じた伴走支援の提案を行うなどプッシュ型の募集を行うこと。

### < BtoB販路開拓支援コース：募集目安 ①に関しファムトリップ先は10事業者程度、②に関し10事業者程度 >

#### ① 国内ランドオペレーター、旅行会社等のファムトリップ（招請旅行）及び商談機会の提供

国内ランドオペレーターや旅行会社、メディア、県内宿泊施設コンシェルジュ等を招請し、希望する事業者の体験型観光コンテンツを体験するファムトリップを実施するとともに、合わせて意見交換・商談機会を設定すること。なお、意見交換・商談機会には、ファムトリップ先の事業者だけでなく全事業者を参加可能とすること。（ファムトリップ2回程度、1回につき5事業者程度のコンテンツを体験）

#### ② ツーリズムEXPOジャパン2024（開催期間令和6年9月26日～29日）三重県ブースでの子出展に係る支援

東京ビッグサイトで開催される「ツーリズムEXPOジャパン2024」（9月26日～29日開催）において、本事業とは別に県が経費負担して設置するブース（標準ブース3m×3m、5ブース分）において、希望する5～10事業者程度の子出展を募り、展示会場でのプロモーション、商談機会を提供すること。商談機会の提供については、ブース訪問者との商談に加え、事前マッチング型商談会の積極的な活用を促すこと。また、会期中は、受託者において、子出展する事業者の販路開拓サポートを行うこと。

※ 会期である4日間のうち9月28日・29日は、BtoC向けの「一般デー」となるため、そのことを考慮のうえ、BtoB志向の事業者を主としつつも、BtoC志向の事業者、両方志向の事業者について、できるだけ多くの事業者が参加できるよう、募集調整を行うこと。

なお、県が設置するブースは基本装飾のみの設置となるため、子出展を希望する事業者の意

向に沿って、必要な装飾等に対応すること。また、子出展を希望する事業者に係る交通費・宿泊費等は、各事業者負担とすること。

### ③ ②の子出展に向けた販路開拓伴走支援の実施

上記②の子出展を希望する事業者に対し、展示商談会において、効果的な営業活動・販路開拓が行えるよう、事前にアドバイザー派遣を実施すること。アドバイザー派遣の内容としては、事前の営業活動先のリスト化・情報収集、営業活動先の優先順位設定、事前マッチング型商談会への登録サポート、商談におけるPRポイントの整理、販売促進ツールのブラッシュアップ、フックとなるノベルティ作成の相談、商談後のフォローアップの仕方などを含むこと。（1事業者2回程度）

## <安全・安心コース：募集目安 4（1）で把握した意欲ある事業者すべて>

### ① 旅行業・無料送迎・ガイド・旅行保険・安全配慮・危機管理等に関するセミナーの実施

体験型観光コンテンツを扱う事業者に共通する、旅行業や無料送迎、ガイド、旅行保険等の仕組みや最新情報、及び安全配慮や危機管理等に関する好事例取組等に係るオンラインセミナーを3回程度、実施すること。

## (3) 「みえのイマココ旅」としてのトータルプロモーション・連携促進

### ① 「みえのイマココ旅」WEBサイトの情報更新

「みえのイマココ旅」公式Webサイト (<https://www.kankomie.or.jp/special/imakoko/>) で掲載内容に変更が生じた際は、Webサイトの情報更新を行うこと。情報更新に際しては、掲載先サーバーを有する公益社団法人三重県観光連盟と連携して行うこと。

### ② 「みえのイマココ旅」ガイドブックの改訂及び増刷

令和4年度、令和5年度に作成した「みえのイマココ旅」ガイドブックについて最新情報に改訂したうえで増刷し、旅行者が多く立ち寄る駅や道の駅、宿泊施設、観光案内所で配布すること。

- ・規格：B5版／17ページ程度（表紙・裏表紙含む）／フルカラー／マット紙90kg
- ・発行部数：各1000部、ガイドブックの内容および発行部数については、必要に応じて事務局と協議の上、更新すること。

また、4（2）記載のファミトリップ実施時の意見交換・商談機会や東京ビッグサイトで開催される「ツーリズムEXPOジャパン2024」においても活用できるよう準備を進めること。

### ③ 県内宿泊施設と体験型観光コンテンツ事業者の連携強化のためのマッチング会の実施

県内宿泊施設利用者の滞在価値を高めるとともに、体験型観光コンテンツ利用者の宿泊施設利用を促すため、県内5地域において、宿泊施設と体験型観光コンテンツ事業者との連携強化を目的としたマッチング会を実施すること。なお、参加対象事業者は、4（1）で把握した意欲ある事業者すべてとすること。

### ④ 体験型観光コンテンツのタリフ作成

「みえのイマココ旅」としてのトータルな販路開拓が行えるよう、BtoB販路開拓支援コースに参加する全事業者を対象に、体験コンテンツのタリフを作成し、冊子化すること。4（2）記載のファミトリップ実施時の意見交換・商談機会及び東京ビッグサイトで開催される「ツーリズムEXPOジャパン2024」においても活用できるよう準備を進めること。

### ⑤ 「みえのイマココ旅」公式インスタグラムの運営

令和5年度に開設した「みえのイマココ旅」公式インスタグラムを運営し、体験型観光コンテンツの情報発信を行うこと。

公式インスタグラムでの発信については、ユーザー目線での情報発信を重視するため、「みえ旅アンバサダー部員」（公益社団法人三重県観光連盟が運営するWebサイト「観光三重」等において、ユーザー目線での記事を提供する一般住民の皆様）による記事掲載を前提として、公益社団法人三重県観光連盟に再委託して行うこと。

#### （４）体験型観光コンテンツ事業者の自走化へ向けた取組

##### ① 観光地づくり法人（DMO）による地域OTA等流通チャネル構築等の取組支援

体験型観光コンテンツ事業者が、大手OTAに掲載することによって、手数料や販売データ等のマーケティングデータなどの貴重な資源が県外へ流出していくという課題がある。また、大手OTAにおいては、比較的、小規模事業者の多い体験型観光コンテンツ事業者によるテストマーケティング的な販売媒体として活用が制限される課題がある。さらに、複数のOTAに掲載する体験型観光コンテンツ事業者にとって在庫管理が容易になるサイトコントローラー機能の獲得のニーズは高い。

上記のような課題解決のため、近年、地域の体験型観光コンテンツの販売媒体として、地域の観光地づくり法人（DMO）が地域でOTAを運営する事例が増えつつある。それにより、地域の体験型観光コンテンツ事業者の販路を確保するとともに、DMOによるデータマーケティングが可能となる。

そこで、本事業の体験型観光コンテンツ事業者の自走化への取組として、全県を所管するDMOである公益財団法人三重県観光連盟を再委託先として、三重県での体験型観光コンテンツに係るOTA導入等の流通チャネルを確保できるような仕組みについて検討すること。

##### ② 「みえのイマココ旅」公式インスタグラムに代わる発信媒体の確保・継承

本事業終了後においても、インスタグラム等のSNSでの体験型観光コンテンツの情報発信が自律的に継続されるよう、4（3）⑤に記載の「みえのイマココ旅」公式インスタグラムに代わる発信媒体として、公益社団法人三重県観光連盟が運営する公式インスタグラムを念頭に、本事業終了後にSNS情報発信の円滑な継承が行われるよう対応すること。

## 5 物品の所有権

受託者が委託料から業務に必要な物品を調達した場合、契約期間の満了に伴い残存物品の所有権は委託者に帰属するものとする。また、その処理については委託者の指示に従うこと。

## 6 契約不適合責任

本委託業務における契約不適合責任は、契約終了の日から1年間とする。この間に契約不適合が発見された場合は、受託者の責任において補修等を行うものとする。

## 7 委託業務の実施条件

- （1）委託業務の実施にあたり、契約締結後すぐ、事業の進め方について事務局と協議を行うこと。  
また、協議後に工程表を作成し、委員会事務局へ提出することとする。
- （2）本業務の円滑かつ効率的な進捗を図るため、受注者は委員会事務局と密接な連携を図りつつ、業務の運営や事務処理等の作業を主体的に進めるものとする。また、作業方針・内容等に疑義が生じた場合は、その都度速やかに委員会事務局と協議の上、対処するものとする。
- （3）委託業務の実施にあたっては、随時、実施内容を委員会事務局と協議しながら進めるものとし、その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。本業務の進捗及び事業費執行の状況について、委員会事務局の求めがあった場合には、速

やかに経過報告書を提出するものとする。

- (4) 業務を円滑に進めるために必要な打合せの機会を月2回程度設けるとともに、議事録を作成し委員会事務局と共有すること。
- (5) 毎月末に、委員会事務局に対し事業の進捗状況の報告を行うこととする。
- (6) 契約に基づく成果物の所有権は、委員会事務局へ成果物の引き渡し完了したときに、委員会事務局に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果物の引き渡しをもって委員会事務局に譲渡されるものとする。また、著作権は成果物に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (7) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (8) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。なお、委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (9) 委託業務を通じて取得した個人情報については、委員会事務局の保有する個人情報としてみえ観光の産業化推進委員会情報公開規程で準用する個人情報の保護に関する法律の適用を受けるものとする。
- (10) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき理由により委員会事務局に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。
- (11) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (12) 委託料の支払いについて、必要があると認められるときは、事業の実施に要する経費として、契約金額の8割以内を概算払いにより支払うことができるものとする。
- (13) 委員会事務局が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく委員会事務局と協議を行うものとする。

## 8 留意事項

- (1) 本事業の成果物の一切は、みえ観光の産業化推進委員会に帰属するものとする。
- (2) 受託者は本件委託の履行に伴い発生する成果物について、委託者及び委託者が指定する第三者に対して著作者人格権を行使しない。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり第三者が権利を有する著作物（映像・写真・音楽等）を使用する場合、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを行うものとする。
- (4) 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって『「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する』暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
  - ウ 委託者に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

- (7) 契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (8) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ、適切に対応するものとする。

## 9 納品する成果物

- (1) 委託業務着手時に、委託業務の実施内容及びスケジュールを記載した、業務計画書1部（様式任意、A4版・両面印刷）を提出すること。
- (2) 印刷物のデザインに関しては、Adobe Illustrator データ及びPDF データで納品すること。
- (3) 委託業務完了の日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月28日（金）のいずれか早い日までに、「業務完了報告書」2部（様式任意、A4版・両面印刷）及び「本業務によるすべての制作物・データ」を提出して完了検査を受けること。なお、本事業により取得した動画や静止画等は、DVD 等の電子媒体に収録して添付すること。
- (4) 委託業務の実施により生じた成果物を目録化し、事業実績報告書とともに提出すること。
- (5) 提出先は下記のとおりとする。  
みえ観光の産業化推進委員会事務局（三重県観光部観光振興課内）